

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
1 農用地区域からの除外要件の緩和								
05101	岡山市 瀬戸内市	戦略的な産業振興に資する土地利用のあり方について	地域の農業の振興に資する施設又は特別の立地条件を必要とする事業のうち、高速道路ICに隣接するなど産業利用に特に適しているものについては、「公益性が特に高いと認められるもの」として、その用に供される土地が農用地等に含まれないよう農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)施行規則を見直し、農振法第10条第4項の農用地等に含まれない土地の適用範囲の拡大を求める。	・土地改良事業の受益地の場合、工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していなければ、農振除外ができない。 ・現行の「農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地」の規定に、今回提案する企業用地に適用できる規定がないため。	農振法第13条第2項第5号 農振法施行令第9条 農振法第10条第4項 農振法施行令第8条第4号 農振法施行規則第4条の4第1号～第28号	以下の①から③のいずれかに該当する場合は、農振法第10条第4項の農用地等に含まれない土地として取り扱うこと。 ①流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、次に掲げる区域内に設置されるもの イ 一般国道又は都道府県道の沿道の区域 ロ 高速自動車国道その他の自動車のみ交通の用に供する道路(高架の道路その他の道路であつて自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。)の出入口の周囲おおむね三百メートル以内の区域 ②既存施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。)③農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設	農林水産省	御提案の①から③については、周辺の農地の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがあることから、市の具体的な計画を基に農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域への編入、地区計画の活用や土地改良事業の計画段階からの調整等により、計画的な土地利用によるまちづくりを進めることが適当と考える。 なお、この調整を迅速に進める上で、国としても、円滑な調整が進められるよう、国、県、市の農業担当部局と都市計画担当部局等が一堂に会して調整する場を設けるなど、速やかな実施に向けて適切に対応してまいりたい。
05801	兵庫県	工場拡張に係る農振除外要件の緩和	企業が、既存敷地に隣接する農振農用地を取得して事業を拡大する。	既存の工場を拡張するため、拡張用地が農用地の場合、農用地区域から除外するためには、当該農地のほ場整備事業に加え、当該農地が受益地である用排水路整備事業についても、事業完了後8年を経過していることが必要。	農業振興地域の整備に関する法律 施行令第9条	「土地改良事業完了後8年を経過していること」とされている農用地区域からの除外要件について、工場の拡張にあたり、ほ場整備事業が事業完了後8年を経過していれば、用排水路整備事業が完了後8年を経過していなくても、当該用排水路の受益農地を農用地区域から除外できるよう、規制緩和を求める。	農林水産省	御提案については、周辺の農地の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがあることから、市・町の具体的な計画を基に農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域への編入、地区計画の活用や農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)の活用、土地改良事業の計画段階からの調整等により、計画的な土地利用によるまちづくりを進めることが適当と考える。 なお、この調整を迅速に進める上で、国としても、円滑な調整が進められるよう、国、県、市・町の農業担当部局と都市計画担当部局等が一堂に会して調整する場を設けるなど、速やかな実施に向けて適切に対応してまいりたい。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
04001	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市 佐賀県基山町	<改訂版>「九州 ブランディング拠点 創生特区」 ～ 県境を越えて 交通結節機能を 最大化。すべては 九州のために ～	九州の地方都市ながら、積極的な産業政策等により人口が増え続けている本地域において、鳥栖ジャンクションを擁する交通の要衝としての発展可能性を最大化するため、民間活力も誘導し、産業団地・住宅環境整備を継続して進めることで企業集約・雇用確保を図り、大都市・中核都市ではない拠点都市として、「九州ブランディング拠点」を創生する。 【産業面】 雇用の創出・「新たな拠点の形成」に向けた ■新たな企業・産業施設等誘致 ■既進出企業の拡大支援 ■住宅環境整備 【農業面】 担い手確保と農業所得の向上に向けた ■農地の面的集約支援 ■新たな担い手の参入支援 ■6次産業化・販路開拓支援等	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地区域からの除外を行おうとした場合、地域の特性に応じた柔軟な手続きや企業需要に適宜即応できる迅速な手続きとなっていない。	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項	土地の高度利用を進める観点から、農用地区域を農地転用するために必要となる農振除外の手続きについて、土地の高度利用を進める観点から、鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4km以内の区域計画で指定された地域に限り、基準(5要件)の適用を免除する。	農林水産省	御提案の産業団地や住宅環境の整備については、周辺の農地の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがあること等から、市・町の具体的な計画を基に農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域への編入により計画的な土地利用によるまちづくりを進めることが適当と考える。 なお、この調整を迅速に進める上で、国としても、円滑な調整が進められるよう、国、県、市・町の農業担当部局と都市計画担当部局等が一堂に会して調整する場を設けるなど、速やかな実施に向けて適切に対応してまいりたい。
04012	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市 佐賀県基山町	<改訂版>「九州 ブランディング拠点 創生特区」 ～ 県境を越えて 交通結節機能を 最大化。すべては 九州のために ～	九州の地方都市ながら、積極的な産業政策等により人口が増え続けている本地域において、鳥栖ジャンクションを擁する交通の要衝としての発展可能性を最大化するため、民間活力も誘導し、産業団地・住宅環境整備を継続して進めることで企業集約・雇用確保を図り、大都市・中核都市ではない拠点都市として、「九州ブランディング拠点」を創生する。 【産業面】 雇用の創出・「新たな拠点の形成」に向けた ■新たな企業・産業施設等誘致 ■既進出企業の拡大支援 ■住宅環境整備 【農業面】 担い手確保と農業所得の向上に向けた ■農地の面的集約支援 ■新たな担い手の参入支援 ■6次産業化・販路開拓支援等	集落生活圏では、範囲が限定的であり、発展可能性を最大限活かせられない。協議会、公聴会等の手続きが必要なため、時間がかかる。	地域再生法第17条の7～12	「集落生活圏」を「鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4キロ以内の地域」、「地域再生計画」「地域再生土地利用計画」を「特区法に規定する「区域計画」、「協議会」を「特区区域会議」にすることで、手続きの迅速化を図る。 実質的に農振除外5要件を規定した「農水省令の要件を満たす」という規定(法第17条の7第5項第5号)を削除し、「特区区域計画」が認定されれば、第17条の11の特例が適用されることとする。	農林水産省 内閣府	御提案の産業団地や住宅環境の整備については、周辺の農地の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがあること等から、市・町の具体的な計画を基に農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域への編入により計画的な土地利用によるまちづくりを進めることが適当と考える。 なお、この調整を迅速に進める上で、国としても、円滑な調整が進められるよう、国、県、市・町の農業担当部局と都市計画担当部局等が一堂に会して調整する場を設けるなど、速やかな実施に向けて適切に対応してまいりたい。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
10801	当別町	1. 当別町食の総合拠点づくり	当別町が有する豊かで多彩な農産資源と、道央圏連絡道路による物流アクセスの優位性を活かし、食品加工・製造・流通・販売企業の誘致を促進して、当別町内に「食の総合拠点づくり」として構築する。	農用地区域内においては、農用地等以外の用途に供することを目的とした土地利用ができない。	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項	「食の総合拠点づくり」に資する施設については、農用地区域除外の5要件を満たす特例措置により、設置できる。	農林水産省	御提案の食品加工・製造・流通・販売企業の誘致による拠点づくりのため、関連する施設については、 ① 地域の農産物の加工施設等地域の農業の振興に関連するものであれば、町が定める地域の農業の振興に関する計画(農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年農林省令第45号)第4条の4第1項第27号)の規定に基づき位置付けること、 ② 地域再生法(平成17年法律第24号)に基づき地域再生計画に、地域農林水産業振興施設として位置付けること、 ③ 業種が工業、運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業であれば、農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)を活用すること により、農用地区域から除外することが可能である。 いずれにしても、具体的な計画を基に、北海道と調整を進めていくことが重要であり、国としても御相談に応じてまいりたい。
10901	当別町	2. 当別町版CCRCの推進	首都圏からのアクティブシニアの移住を促進し、多世代が生き生きと暮らせる理想の新しいまちづくりを構築する。	農用地区域内においては、農用地等以外の用途に供することを目的とした土地利用ができない。	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項	「CCRC」に資する施設については、農用地区域除外の5要件を満たす特例措置により設置できる。	農林水産省	御提案の「CCRC」に資する施設については、周辺の農地の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがあること等から、町の具体的な計画を基に農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく用途地域の指定や地区計画を活用するなど、計画的な土地利用によるまちづくりを進めることが適当と考える。 なお、この調整を迅速に進める上で、国としても、円滑な調整が進められるよう、国、道、町の農業担当部局と都市計画担当部局等が一堂に会して調整する場を設けるなど、速やかな実施に向けて適切に対応してまいりたい。

管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
2 農地転用許可要件の緩和								
01601	鷹栖町	1 農業分野の働き方改革・農業集落の再生・働き方改革 ～半農半Xのワークスタイル・ライフスタイルの実現と「農」でつながるコミュニティの活性化～	農村部の離農者の中古住宅や空家等及びそれに隣接する小規模農地(宅地畑)を、小規模農地付き住宅として取得できる仕組みを創設。 例えば、アクティブシニア層等の移住者が、半農半Xなど自らのワークスタイルやライフスタイルに見合う形で、鷹栖町特産「オオカミの桃(トマトジュース)」の原料トマトの養液栽培や家庭菜園などの耕作を行うほか、耕作をしない宅地畑の部分では、東屋(可動性のあるもの)などを設けた庭などとして利用できるようにするなど、多様な農地利用を可能とする。これにより、移住希望者のワークスタイル・ライフスタイルの希望の実現と、農村部の空家・小規模農地の資産価値・魅力を高め、流動化を促進し、空家や農地の荒廃を防ぐ。 また、農村部への移住者が、農地をもち、農にゆるやかなながらもかかわることで、農を通じた地域住民のつながりを築き、地域コミュニティを維持・活性化する。	「農地」とは、耕作の目的に供される土地(農地法第2条第1項)とされ、「耕作の目的に供される土地」には、現に耕作されている土地のほか、(略)(休耕地、不耕作地)も含まれる。「農地法関係事務に係る処理基準について」(農林事務次官通知)とされている。 しかし、農地の新規取得に関しては、全部効率利用要件を満たすと認められない場合(農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合)は、許可されない。 このため、移住希望者は、離農者の住宅・宅地は取得できても、宅地畑(農地)の一部を適正管理(いわゆる休耕・不耕作の状態)に留めるような全部効率利用要件を満たさない場合は、宅地畑は取得できない。(新規取得の障壁) なお、全部効率利用要件の判断基準として、「近傍の自然的条件及び利用上の条件が類似している農地等の生産性と比較して判断する」(「農地法関係事務に係る処理基準について」)とされている。この点について、鷹栖町内の宅地畑は、傾斜、土性等の自然的条件や農地へのアクセス等の利用上の条件が不利な耕作不適地ではない。	農地法3条2項 農地法関係事務に係る処理基準について(農林水産事務次官通知)別紙1、第3、3、(2)	農地法3条2項(農地の取得要件のうち、全部効率利用要件)の見直しにより、耕作者のいなくなった農地及びその住居(中古住宅、空家)について、農地は近隣農家への集約を図りつつも、一部の農地(一定面積以下の小規模な農地)については空家と一体的に小規模農地付きの住宅として再生できるよう、農業委員会が、その裁量により、農地部分について全部効率利用要件を満たさない場合であっても、農地法3条1項の許可をできることとする。	農林水産省	農地法第3条第2項第1号に規定する「効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う」と認められるかについては、近傍の自然的条件及び利用上の条件が類似している農地等の生産性と比較して判断することとされている(「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日付12構改B第404号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第3の3の(2))。 このため、例えば、貴町管内における御提案の農地と条件が類似している農地について、その大部分は通常の耕作の事業が行われているものの、一部は今後の耕作に向け草刈りを行う等適正管理が行われているような利用形態が通常と認められる場合には、御提案にあるような宅地畑の一部を適正管理に留める利用形態であっても全部効率利用要件を満たすものと判断して差し支えない。

管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
02601	非公表	ものづくり特区の設置	当該市の都市計画マスタープラン2011-2023で産業・物流拠点に位置づけられている地区において、最先端技術産業やそれらに関わる物流関連企業が進出をする際、研究・開発施設等の設置場所の提供等支援を行っている。	農地転用	農地法第5条	当該市の都市計画マスタープラン2011-2023で産業・物流拠点に位置づけられている地区において、最先端技術産業やそれらに関わる物流関連企業が進出をする際、研究・開発施設等の設置場所については、農地転用許可を不要とする。	農林水産省	農地を転用する場合には、転用する農地の位置、規模、事業内容等が適正なものであり、周辺の農地における営農に支障が生じることがないか等を確認する必要があるが、農地転用許可を不要とするは適切ではない。 物流関連企業が進出する際の研究・開発施設等を設置する場所、規模、周辺の土地利用等が不明であるが、 ① 事業者が農地転用許可を受けて事業を進めるか、 ② 市町村が、具体的な計画を基に農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域への編入、地区計画の活用や、土地改良事業の計画段階の調整等により、計画的な土地利用によるまちづくりを進めることが適当と考える。 いずれにしても、具体的な計画を基に、県の農地転用担当部局に御相談いただきたい。
04002	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市 佐賀県基山町	<改訂版>「九州ブランディング拠点創生特区」 ～ 県境を越えて交通結節機能を最大化。すべては九州のために ～	九州の地方都市ながら、積極的な産業政策等により人口が増え続けている本地域にあって、鳥栖ジャンクションを擁する交通の要衝としての発展可能性を最大化するため、民間活力も誘導し、産業団地・住宅環境整備を継続して進めることで企業集約・雇用確保を図り、大都市・中核都市ではない拠点都市として、「九州ブランディング拠点」を創生する。 【産業面】 雇用の創出・「新たな拠点の形成」に向けた ■新たな企業・産業施設等誘致 ■既進出企業の拡大支援 ■住宅環境整備 【農業面】 担い手確保と農業所得の向上に向けた ■農地の面的集約支援 ■新たな担い手の参入支援 ■6次産業化・販路開拓支援 等	現在、インターチェンジから概ね300m以内は開発可能だが、企業ニーズの高い300m以上の隣接する集团的農用地は開発が困難となっている。	農地法第5条	鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4km以内の地域であって、区域計画で指定された場所の甲種、1種、2種農地等の分類基準を緩和して、原則として農地転用が可能とされる「3種農地」の扱いとする。	農林水産省	御提案の産業団地や住宅環境の整備については、周辺の農地の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがあること等から、市の具体的な計画を基に農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域への編入により、計画的な土地利用によるまちづくりを進めることが適当と考える。 なお、この調整を迅速に進める上で、国としても、円滑な調整が進められるよう、国、県、市の農業担当部局と都市計画担当部局等が一堂に会して調整する場を設けるなど、速やかな実施に向けて適切に対応してまいります。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
3 農家レストランの農用地区域内の設置								
04007	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市 佐賀県基山町	<改訂版>「九州ブランディング拠点創生特区」～県境を越えて交通結節機能を最大化。すべては九州のために～	九州の地方都市ながら、積極的な産業政策等により人口が増え続けている本地域にあって、鳥栖ジャンクションを擁する交通の要衝としての発展可能性を最大化するため、民間活力も誘導し、産業団地・住宅環境整備を継続して進めることで企業集約・雇用確保を図り、大都市・中核都市ではない拠点都市として、「九州ブランディング拠点」を創生する。 【産業面】 雇用の創出・「新たな拠点の形成」に向けた ■新たな企業・産業施設等誘致 ■既進出企業の拡大支援 ■住宅環境整備 【農業面】 担い手確保と農業所得の向上に向けた ■農地の面的集約支援 ■新たな担い手の参入支援 ■6次産業化・販路開拓支援 等	農用地区域内では、農地は原則として転用することができず、例外として「農業用施設」に該当する場合は、農地転用許可をすることができる。しかし、農家レストランは、現在、農業用施設に該当しない。	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号	農業者が生産する農作物等を調理して提供する場合に、農家レストランを農用地区域内に設置することを可能とする。	農林水産省	農家レストランについては、国家戦略特別区域法の国家戦略特別区域において、農業者が主として自己の生産する農畜産物や地域において生産される農畜産物を調理して提供する場合に農業用施設とみなし、農用地区域内に設置できることとしていることから、国家戦略特別区域の指定を受けることにより、農地転用許可を受けて農用地区域内に設置することが可能である。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
4 伐採等に係る知事許可の不要化								
00802	一般社団法人 広島二葉倶楽部	全国初「国際平和文化・医療の聖地」の創設	<p>●国際平和文化・医学医療の聖地の創設 広島は、(公財)放射線影響研究所による原爆被ばく者を対象にした長期間にわたる健康影響調査や、放射線被ばく者医療国際協力推進協議会による被ばく者医療の国際貢献事業など、原爆放射線被ばくによる健康問題を研究し、その成果を国際協力に活かす事業で大きな成果を上げてきた。 この成果を生かし、さらに新たな事業を展開するため、放射線の健康影響に関する研究やその成果を世界中の専門家に伝達するため、新たな研究所と国際的な専門家育成のための卒業教育機関を設立する。 その成果の下、チェルノブイリや福島原発での第3事故の教訓を踏まえ、現在世界に400基以上もある原子力発電所などの原子力施設で働く労働者や災害の安全・健康管理推進とともに、万一事故が起きた場合に周辺住民の安全対策に当たる人材育成を通じて、国際平和・協力に貢献する。 このように「広島だから可能な」国際平和貢献は放射線研を土台に、以下6つの提案(＋1)、ハーチャル特区によって、被爆地広島市長年の悲願である、核戦争防止と世界平和を実現するための国際的拠点にする。</p> <p>①国際原子力防災医療研究所&国際放射線リスクマネジメント大学院新設 原爆被ばく者や福島原発緊急作業従事者を対象とした、被ばく者の疫学研究で蓄積されたデータを基に、放射線リスク研究を進め、新たな卒業教育機関を設け、その成果を放射線リスクマネジメントの研究と担当専門家育成に生かす。新たに原子力発電所等の災害の住民や作業者の健康確保を図るための研究機関を日本政府主導のもと世界各国との協力で「国際原子力防災医療研究所」(仮称)を立ち上げる。</p> <p>②大規模避難施設・物流集積センターの整備 南海トラフ三連動地震等の災害への対応。通常は食品等の大規模な物流の拠点。災害時は避難施設や情報発信、食料品等の供給基地にする。物流業者によって管理を行う。</p> <p>③国際的高齢者施設(仮称)・国際以下総合病院との提携 アンチエイジングの研究成果を生かし、高級感溢れるリゾート感覚で生活できる国際的高齢者エンジョイ施設。生涯移住型の高齢者施設を新設し、入所者の健康度、専門性に合わせた労働が続けられるように、多業種の受け入れ可能な事業所を誘致する。健康度に合わせた仕事を続けることにより、結果的にアンチエイジングをはかる。更に高齢者医療の専門施設と人材を用意し、認知症、終末医療までを含めた高齢者のための高度医療を充実させ、魅力ある終の棲家を提供する。</p> <p>④国際医科総合病院の新設 インバウンド外国人医療ツーリズムの受入とグローバル医療人材の育成を目的としたワールドクラスの多国籍総合病(自由診療)を設立する。</p> <p>⑤都市型里山の森づくり&特区居住者施設 森林都市構想をイメージした都市型里山を整備、合わせて居住施設等を整備。世界的なコンベンによって、様々な住宅、マンションを国内外の研究者などの居住施設用として整備する。</p> <p>⑥国際会議施設の整備 世界1万人都市加入を目指す「平和首長会議」の開催のため、1万人規模の国際会議場を整備する。大ホテルを併設して中・四国の医療観光ツーリズムの拠点にする。</p>	<p>現在市の都市計画法上の指定については緑地、調整区域に指定されている。建物は建設できない事となっている。これを都市計画法第24条、大臣の指示により解除、改めて用途の指定をする必要がある。 また森林法に於いては保安林の指定がある。これも森林法一節保安林第26条以下に於いては大臣による解除が必要となる。</p>	<p>都市計画法 第24条(大臣の指示) 森林法 第26条以下による解除。</p>	<p>現指定の緑地、調整区域の解除の上、用途地域を改めて指定することで計画しているすべての建物が計画可能な指定をされること。 森林法による保安林解除で計画が可能となる。</p>	<p>農林水産省 国土交通省</p>	<p>保安林制度は、水源の涵養や災害の防備等の公共目的達成上重要な森林について、農林水産大臣又は都道府県知事が森林法に基づき指定し、当該指定目的の達成上必要最小限度の伐採制限や転用の規制等の制約を課し、保安林の機能の十全な発揮を図る制度である。 保安林は国民の生命・財産の保全に直結する社会的必要性に基づき指定されたものであり、個別の保安林の指定の解除については、必要な要件を全て満たすと認められる場合には可能となっている。</p>

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
5 特定区画漁業権の漁業生産組合への優先的付与								
02701	行徳漁業生産組合事務局 株特区ビジネスコンサルティング	「市川インバウンド観光特区」の提案	すでに外国人観光客の急増が顕著（昨年はずでに2000万人）中にありながら、未だその訪問・宿泊先はゴールデンルートが主流という状態が続いている。そのため千葉県市川市においては、数多くの外国人観光客が通過しているながら、その利益を十分に享受できてはいない。 よって行政・民間一体となって以下の事業（「事業構想」参照）に取り組むことで、市川に国内外の観光客を呼び込み、地域経済を大きく拡大することを目指す。	漁業権の制限	漁業法	本事業を行う漁業生産組合への漁業権の優先的付与	農林水産省	本事業の実施のために設立が計画されている漁業生産組合については、南行徳漁業協同組合の法人組合員として海苔養殖業を営むことが可能である。 また、当該漁業生産組合が養殖見学・体験コースを設けて事業を営むことについては、漁業法上何らの制限も課していない。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
6 農工商連携事業に係る融資条件の緩和								
04006	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市 佐賀県基山町	<改訂版>「九州ブランディング拠点創生特区」～県境を越えて交通結節機能を最大化。すべては九州のために～	九州の地方都市ながら、積極的な産業政策等により人口が増え続けている本地域において、鳥栖ジャンクションを擁する交通の要衝としての発展可能性を最大化するため、民間活力も誘導し、産業団地・住宅環境整備を継続して進めることで企業集約・雇用確保を図り、大都市・中核都市ではない拠点都市として、「九州ブランディング拠点」を創生する。 【産業面】 雇用の創出・「新たな拠点の形成」に向けた ■新たな企業・産業施設等誘致 ■既進出企業の拡大支援 ■住宅環境整備 【農業面】 担い手確保と農業所得の向上に向けた ■農地の面的集約支援 ■新たな担い手の参入支援 ■6次産業化・販路開拓支援 等	現在、農工商連携促進法の適用を受けるためには、農業者と商工業者が共同で連携計画を提出する必要があるなど、加工・販売業など多様な担い手として意欲と能力を有する中小企業者が農業へ関与するための支援策としては柔軟性が低い。	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条	① 商工業者単独での農業関連事業に対しても融資を認める。 ② 融資条件(貸付利率等)を農業者向けと同等とする。 ③ 農林水産・経済産業大臣による農工商等連携事業計画の認定を内閣総理大臣による認定のみに改めることでスピード感をもった多様な事業展開を促進する。	農林水産省 経済産業省	①商工業者が農林漁業を行う場合であっても日本政策金融公庫(農林水産事業、国民生活事業)で融資を受けることは可能である。 ②日本政策金融公庫においては、基本的に農業者向けの融資は農林水産事業で融資を行うこととしているが、国民生活事業、中小企業事業においても創業時の融資や経営環境が悪化した者向けの融資メニュー等を用意しているため、まずはそちらの活用をご検討いただきたい。 ③現行制度は、中小企業及び農林漁業の経営について知見を有する事業所管官庁が、現場で行政サービスを推進する地方支分部局を活用し、事業計画の相談から、認定実施状況のフォローアップまで一貫して対応することとしている。 また、当該認定を公正かつ適切に行うために、地域の状況等を理解している有識者、専門家等で構成される評価委員会を設置しており、事業計画が、市場ニーズ、市場規模、競合商品・役務と比較した優位性等を考慮して、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善に資するものであるかといった観点から評価を行い、評価内容については事業者へのフィードバックを行っている。このようにして、充実した事業計画立案に寄与するよう、経済産業大臣・農林水産大臣による認定を定めているのであり、内閣総理大臣による認定のみに改めることは困難である。 なお、認定にあたって、評価委員会を一本化するなど両省の地方支分部局が連携して審査を行うことにより、認定手続の迅速化に努めている。そのため、現行制度の中で、スピード感をもった事業展開を促進できるよう、取り組んでまいりたい。 仮に、内閣総理大臣による国家戦略特別区域計画の認定前における両大臣の同意協議により審査を行う場合にあっては、充実した支援制度とするために、事業計画の策定時において、評価委員会と同水準の評価の質を担保し、評価結果の事業者へのフィードバックを行うなど、専門家によるきめ細やかなアドバイス等の機会が確保されることが重要であり、これらに要する手続きを省略することはできない。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
7 農業等での外国人雇用								
04801	大潟村	大潟村地域活性化推進特区	大潟村は大規模農業を展開しており、農繁期における労働力の確保は周辺市町村からの短期雇用者に依存してきた。近年、少子高齢化や人口減少が続く中で、農作業における雇用者の確保が年々厳しくなっており、外国人を雇用することで不足する労働力を補う。	農作業については、短期就労ビザが発給されない。	出入国管理及び難民認定法第2条の2	農作業について、「技能」分野に含めるものとし、就労ビザの発給を行う。	法務省 厚生労働省 農林水産省	農林水産省は出入国管理及び難民認定法や労働関係法令を所管しておらず、業所管省として回答する。 平成28年12月12日国家戦略特別区域諮問会議において、農業分野の担い手となる外国人材の就労解禁については、「産地での多様な作物の生産等を推進し、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、農業分野における専門外国人材の活用を図ることが喫緊の課題である。このため、特区において、外国人の人権に配慮した適切な管理の下、生産性の向上、日本人の労働条件及び新規就農に与える影響などの視点にも十分配慮した上で、一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とするため、次期通常国会に提出する特区法改正法案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込む。」こととされている。 この措置により、農業の競争力の強化が一層促進されるものとなるよう、関係府省と連携して取り組んでまいりたい。
06701	茨城県	農業分野における外国人材の新たな受入体制の構築	農業分野において外国人材を労働者として受け入れ、農業経営体に派遣する新たな仕組みを提案。 ＜具体的内容＞ ① 一定程度の農業の実務経験や日本語能力を有する等の即戦力となる就労目的の知識・技能を持つ外国人材が行う様々な農作業に従事する活動を、在留資格の「特定活動」(「出入国管理及び難民認定法」第2条の2第2項)に位置付け ② 労働者派遣法により、受入派遣業者が、外国人材を雇用し、農業経営体に派遣。雇用にあたり、受入派遣業者が産地の労働需要を把握し、事前に外国人材と農業経営体とのマッチングを実施 ③ 外国人材からの苦情相談の対応は、労働者派遣法を所管する国等行政機関が行うことを想定 ※なお、国際協力を目的とした外国人技能実習制度は維持されることを想定	日本に在留する外国人材は在留資格ごとに活動できる内容が定められているが、現状では、農作業については在留資格の定めがない。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項	一定程度の農業の実務経験や日本語能力を有する等の即戦力となる就労目的の知識・技能を持つ外国人材が行う様々な農作業に従事する活動を、在留資格の「特定活動」に位置付ける。 ＜想定される外国人材＞ ・日本の農学系学校等を卒業した者 ・外国人技能実習制度(第2号)の修了者 ・上記相当レベルの研修を送り出し国において修了した者 など	法務省 厚生労働省 農林水産省	農林水産省は出入国管理及び難民認定法や労働関係法令を所管しておらず、業所管省として回答する。 平成28年12月12日国家戦略特別区域諮問会議において、農業分野の担い手となる外国人材の就労解禁については、「産地での多様な作物の生産等を推進し、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、農業分野における専門外国人材の活用を図ることが喫緊の課題である。このため、特区において、外国人の人権に配慮した適切な管理の下、生産性の向上、日本人の労働条件及び新規就農に与える影響などの視点にも十分配慮した上で、一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とするため、次期通常国会に提出する特区法改正法案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込む。」こととされている。 この措置により、農業の競争力の強化が一層促進されるものとなるよう、関係府省と連携して取り組んでまいりたい。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
06705	茨城県	農業分野における外国人材の新たな受入体制の構築	<p>農業分野において外国人材を労働者として受け入れ、農業経営体に派遣する新たな仕組みを提案。</p> <p>＜具体的内容＞</p> <p>① 一定程度の農業の実務経験や日本語能力を有する等の即戦力となる就労目的の知識・技能を持つ外国人材が行う様々な農作業に従事する活動を、在留資格の「特定活動」(「出入国管理及び難民認定法」第2条の2第2項)に位置付け</p> <p>② 労働者派遣法により、受入派遣業者が、外国人材を雇用し、農業経営体に派遣。雇用にあたり、受入派遣業者が産地の労働需要を把握し、事前に外国人材と農業経営体とのマッチングを実施</p> <p>③ 外国人材からの苦情相談の対応は、労働者派遣法を所管する国等行政機関が行うことを想定</p> <p>※なお、国際協力を目的とした外国人技能実習制度は維持されることを想定</p>	<p>外国人技能実習生を労働者とみなすと、労働者派遣法上、離職後1年以内は元の職場に派遣労働者として派遣ができない。</p>	労働者派遣法第40条の9	<p>この規定は、派遣によって正規採用の道を妨げないようにする趣旨と考えられる。今回提案する「特定活動」の在留資格で農作業に従事する外国人材のうち、技能実習2号修了者については、本来正規採用される性格のものではないことから、労働者派遣法上の労働者とは見なさないこととし、技能実習2号修了者は、離職後1年以内であっても同一農家に派遣することを可能とする。</p>	厚生労働省 農林水産省	<p>農林水産省は出入国管理及び難民認定法や労働関係法令を所管しておらず、業所管省として回答する。</p> <p>平成28年12月12日国家戦略特別区域諮問会議において、農業分野の担い手となる外国人材の就労解禁については、「産地での多様な作物の生産等を推進し、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、農業分野における専門外国人材の活用を図ることが喫緊の課題である。このため、特区において、外国人の人権に配慮した適切な管理の下、生産性の向上、日本人の労働条件及び新規就農に与える影響などの視点にも十分配慮した上で、一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とするため、次期通常国会に提出する特区法改正法案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込む。」こととされている。</p> <p>この措置により、農業の競争力の強化が一層促進されるものとなるよう、関係府省と連携して取り組んでまいりたい。</p>
07101	長崎県	農業分野における外国人材受入れのための新たなスキーム構築	<p>離島・半島を多く抱える本県では、異なる気象条件等に適応した多様な農業が営まれており、農業産出額は全国的に減少傾向にある中でも5年連続増加、過去10年の伸び率は全国1位と、規模拡大意欲も旺盛であるが、人口減少・高齢化の進展は著しく、地域における労働力確保が困難化していることに加え、地理的条件に恵まれないことから、県外人材の確保にも一定の限界があり、労働力不足が経営発展・産地拡大の最大の阻害要因となっている。</p> <p>このため、農作業の季節性が高い多様な農作物が生産されている本県農業の特色を踏まえつつ、個々の経営体の労働力需要に対応し、外国人材の供給調整を行う仕組みを構築することで、国際競争力のある「強い長崎県農業」を実現し、地方創生に資する。</p>	<p>① 農業は、その時々々の自然や市場の状況に即応し、知識・技術を駆使して利益の最大化を追求する総合科学産業であるが、外国人材に就労ビザの発行が認められる専門的・技術的分野とはされていない。</p> <p>② 本県では、多様な農作物が生産されている反面、個々の経営体毎に見れば、農作業の季節性が高い作物が主力となっており、単独の経営体では年間を通じた作業体系を組み立てることが難しく、外国人技能実習生を受入れても技能実習2号への移行が困難である。このため、外国人技能実習生・実習実施機関の双方とも当該制度を十分に活用することができない。</p>	出入国管理及び難民認定法	<p>地方自治体等による一定の管理体制の下、農業に従事する一定の要件を満たした外国人の入国・在留を可能とする。</p> <p>農作業支援を行う外国人材の受入機関の要件、支援を行う外国人材の要件、農作業支援活動の業務範囲等を明確化するとともに、本県と国の関係機関で構成する受入管理協議会を設置し、これら要件等の適合性の審査・監査、報告徴収、苦情相談等を行うことで、不正行為及びその他の問題の発生を防ぐ仕組みを構築する。</p>	法務省 厚生労働省 農林水産省	<p>農林水産省は出入国管理及び難民認定法や労働関係法令を所管しておらず、業所管省として回答する。</p> <p>平成28年12月12日国家戦略特別区域諮問会議において、農業分野の担い手となる外国人材の就労解禁については、「産地での多様な作物の生産等を推進し、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、農業分野における専門外国人材の活用を図ることが喫緊の課題である。このため、特区において、外国人の人権に配慮した適切な管理の下、生産性の向上、日本人の労働条件及び新規就農に与える影響などの視点にも十分配慮した上で、一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とするため、次期通常国会に提出する特区法改正法案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込む。」こととされている。</p> <p>この措置により、農業の競争力の強化が一層促進されるものとなるよう、関係府省と連携して取り組んでまいりたい。</p>

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
8 農山漁村滞在型余暇活動の範囲の拡大								
07207	徳島県 徳島市 阿南市 石井町 那賀町 美波町 板野町	～地方創生に向けた地域課題を最前線で解決！～ 「課題解決先進モデル・とくしま特区」！	Ⅱ「お接待文化」息づく徳島ならではの「観光・インバウンド」を推進！ 本県は、四国遍路の「お接待文化」が息づく土壌であり、広域観光周遊ルートとしても瀬戸内、関西、四国の3ルートに属し、積極的な観光・インバウンド事業を推進している。また、多くのサテライトオフィス企業が進出し、オフィス・車などでシェアリングエコノミーも醸成されており、特に、平時は民泊、災害発生時には避難所として活用する本県ならではの「シームレス民泊」制度の検討が、阿南市及び徳島版「地方創生特区」の美波町で進んでいるところである。 このような取組みの推進に加え、「外国人版地域おこし協力隊」の創設や、二次交通の確保、地域資源を活用した旅行企画の充実等を図ることで、当地の訴求力を高め、更なる観光・インバウンドの推進を図る。	⑦農家民宿など、地域における意欲のある宿泊事業者等が、当該地域の資源を活かした地域限定の旅行商品を企画・提供していくことは、観光まちづくりの観点からも有効であるが、実施には旅行業法における登録が必要である。	旅行業法第3条、第7条、第11条の2、第11条の3、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項	外国人誘客を含め観光客の増加に対応するため、意欲ある農家民宿などによる着地型旅行の企画・提供が図られるよう、特区内では、必要な規制緩和措置を講ずること。	農林水産省 国土交通省	ホテル・旅館についての旅行業等の登録要件については、規制改革会議実施計画(2015年6月30日閣議決定)に沿って、ホテル・旅館のニーズ及び登録を受けるに当たり障壁となる要件について把握した上で、係る要件の在り方について検討を行い、結論を得ることとしている。 結論を得次第、平成28年度中に所要の措置を講ずることとしているところ。なお国家戦略特区において先行して、旅行業法の必置資格である旅行業務取扱管理者試験の簡素化に係る関係制度の改正を、平成28年度中を目処に行う予定。 なお、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第2条第5項では、農山漁業体験民宿業の定義について規定していますが、旅行商品の企画・提供に係る規制は設けていません。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
9 竹の育成を振興するための法律を制定								
00402	個人	竹林バイオ発電所付き大規模ハウス	<p>須崎市、構造改革特区、地域再生事業では、竹林バイオ発電付大規模ハウス農地を、林地開発と併合して、鉄鋼スラグ製品販売商品と、各種建設現場から発生する建設土砂、及びリサイクル済の、コンクリートがれき、を混合理立により、竹林造林、管理型によるバイオ発電余熱による、大規模ハウス農地の経営を指向しております。</p> <p>具体的には、県外から船で須崎港に出入りしている船舶を利用して、再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業により、須崎港バースに荷物を降し、須崎市地区に地元ダンプで片道7kmを陸送し埋立等の工事を進めると共に、砂防及び調整池等の建設により、水質を保全し環境に配慮し、地元最優先を基本として林地開発をしていきます。</p> <p>また、竹林を国の重要エネルギー政策に取り込み、化石燃料の代替として、段階的に取組み、地方の否かと都会をエネルギー政策で繋ぐ。</p> <p>また、全国に散布している、竹林、放棄荒廃農地、等を竹林の造林と管理で、自然災害の防災を果たし、木質の1.2倍火力の余熱でハウス農家の、輸入燃料の削減を図り、本体電力は売電とし、1年周知で親竹となる竹を、稲作の代替にすれば、基礎素材型産業になり地場産業の活性化に繋がり、環境に配慮した、循環型の環境エネルギー提供で、ハウス農家に安定した、経営組織ができる。</p> <p>本市も、財政難、人口減少傾向にあり、今後は、天然の良港に恵まれた須崎港を一層活用し、大企業での社会貢献にあやかり、国、地方自治体において、特例等の指導を頂き、須崎市の発展に資することを目的とし上記を選定する。</p> <p>なお、今日までの取組としては、開発地主の同意書、地元3部落長8名と公民館で集会と地元JA組合長談話、全国の竹林は野放し状態で管理すれば社会貢献になる、JAハウスは堤防2m下にあり、南海津波がくれば全滅する、高台に少しでも移転し、被害現象を図りたい、会合の中で話はしていく、とのことでした。</p>	<p>森林法の運用面で、竹と竹以外の樹種では事実上同等に扱われていない。</p>	森林法	<p>現行の森林法の森林には「竹」が含まれているが、竹を木材と同様に、普及と多目的な利用を推進するために、竹の育成(竹林形成・整備)から流通までを支援・後押しする法律((仮称)竹林法)を制定すること。</p>	農林水産省	<p>森林法上、森林の定義に竹は含まれており(同法第2条第1項)、竹以外の樹種と同等に扱われているため、現行法で十分対応可能と考える。</p> <p>なお、竹の安定供給や利用の促進は、森林の適正な整備を図るとともに、地域の活性化や雇用の創出など地方創生にも貢献できる分野であり、森林・林業基本計画(平成28年5月24日閣議決定)においても、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策の中で木質バイオマスのエネルギー利用、竹などの特用林産物の生産振興等が位置づけられている。</p> <p>このため、林野庁では、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 竹林造成や竹材加工施設の整備への支援 ② 竹材の新規用途の開拓に向けた実証的な取組への支援 ③ 竹材を含む木質バイオマス発電及び熱利用への支援 <p>等の取組を既に行っているところであり、今後ともこれらの施策により、竹の育成から流通までを総合的に支援してまいりたいと考えている。これらの支援策に係る具体的な条件等については、県にお問い合わせて願いたい。</p>

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
10 企業による農地取得の特例								
10802	当別町	当別町食の総合拠点づくり	当別町が有する豊かで多彩な農産資源と、道央圏連絡道路による物流アクセスの優位性を活かし、食品加工・製造・流通・販売企業の誘致を促進して、当別町内に「食の総合拠点づくり」として構築する。	農業生産法人の設立要件のハードルが高い	農地法第2条3項	農業生産法人6次産業化推進等のための要件緩和	農林水産省	法人の農業参入については、 ① 平成21年農地法改正により、リース方式での参入は全面解禁されており、農地中間管理機構との組み合わせにより、さらに参入しやすくなっている。 ② 農地所有適格法人制度についても、法人の6次産業化等経営の発展を推進するため、本年4月から、 ア 農業者以外の議決権比率を4分の1以下から2分の1未満にまで拡大するとともに、 イ 役員の仕事要件について、役員約4分の1程度から役員又は重要な使用人の1人以上に緩和したところである。
07219	徳島県 徳島市 阿南市 石井町 那賀町 美波町 板野町	～地方創生に向けた地域課題を最前線で解決！～ 「課題解決先進モデル・とくしま特区」!	IV 産学民官連携！徳島から「農業」を意欲的に改革！ 本県では、徳島大学の新学部である生物資源産業学部の設置を機に、県と徳島大学・民間企業が連携した先進的な農業技術の研究及び人材育成を図る「アグリサイエンスゾーン」の取組みが進められている。さらに、徳島版「地方創生特区」の石井町では、当該アグリサイエンスゾーンを核に、農関連産業の振興を図る取組みを推進しており、産学民官連携の「石井町農業振興協議会」を新たに設置し、6次産業化の推進や特産品の開発に、意欲的に取り組んでいるところである。この動きを更に加速させるため、特区メニューを効果的に活用することで、農関連産業の集積や農業ベンチャーの創業促進、6次産業化を推進し、農業の更なる振興を図る。	【国家戦略特区メニューの活用】 ⑩企業による農地取得の特例	農地法 (国家戦略特別区域法第18条)	(養父市限定のメニューであるが、可能であれば徳島でも)農業の担い手不足や耕作放棄地の解消を図るため、農地を取得して農業経営を行うとする「農地所有適格法人以外の法人」について、一定の要件を満たす場合には、農地の取得を認めること。	農林水産省	国家戦略特別区域法第18条に規定する農地法の特例は、喫緊の課題である担い手不足や遊休農地の解消を通じて、国際的な経済活動の拠点の形成を図ることを目的としており、適用できる区域が限定されている。具体的には、国家戦略特別区域を管轄する地方公共団体のうち ① 農地の効率的な利用を図る上で農業の担い手が著しく不足していること ② 従前の措置のみでは、耕作の目的に供されていない農地その他その効率的な利用を図る必要がある農地が増加するおそれがあること のいずれにも該当するものとして政令指定する地方公共団体に適用することとされており、本特例を活用するためにはこれらの要件を満たさなければならない。 なお、本特例は、試験的に行うものであり、実施期間は5年間に限定されている。 また、本特例は、企業が地方公共団体から所有権を取得する場合に限定するとともに、当該企業が農地を適正に利用していない場合には、農地の所有権を企業から当該地方公共団体に移転する旨の書面契約を企業と地方公共団体との間で締結していることが要件となっている。